別記様式（第88条関係）

（表面）

第　　号

年　月　日発行

身　分　証　明　書

官職及び氏名

年　月　日生

上記の者は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第64条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

農林水産大臣　　印

（都　道　府　県　知　事　　印）

（裏面）

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）抜すい

（報告及び検査）

第64条　農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第10条第１項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第65条　前条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第70条　第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成15年政令第343号）抜すい

（都道府県が処理する事務）

第36条　法第64条第１項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げる受託者（同項に規定する受託者をいう。）に対するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、基金の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

一　市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市にあっては、区又は総合区とする。）

二　一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合

三　法第10条第１項第３号の規定により農林水産大臣の指定した者のうち、その目的とする事業の実施地域が一の都道府県の区域を超えないものと認めて農林水産大臣が指定した者

２　前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

３　都道府県知事は、第１項本文の規定に基づき法第64条第１項の規定により報告を徴し、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。